

シルバー人材センター会員募集

3月末までに入会すると、令和3年度および令和4年度会費が無料

シルバー人材センターでは、令和4年度に向け新規会員を募集中です。

令和4年3月末までに入会申込書を提出して、会員になると令和3年度および令和4年度会費（年間2,000円）が無料になります。

この機会に会員登録をして、シルバー人材センターの仕事を体験してみてください。

会員資格は、村内在住で60歳以上の健康で働く意欲を持った方です。

会員になるには、入会説明会に参加していただく必要があります。

入会説明会

開催日 毎月第2木曜日（休日の場合は、翌営業日） 3月は10日です。

会場 コミュニティセンター「やまなみ」 会議室

時間 午前10時から1時間程度

シルバー人材センターの仕事は、臨時的・短期的になり、月10日以内、週概ね20時間を超えないことを原則としています。

ありがとうございました。

ありがとうございました。

歳末たすけあい運動に次の方よりご寄付をいただきました。

◎天台宗埼玉教区第八部檀信徒会様より 10万円

◎匿名様より 2万2398円

◎匿名様より 50000円

◎令和3年度の共同募金、歳末たすけあい運動にたくさんのご協力をいただき、次のような実績を上げる事ができました。

・共同募金

(戸別募金) 26万7900円

(窓口募金) 10000円

(職域募金) 3万6057円

(学校募金) 3215円

・歳末たすけあい運動

(戸別募金) 44万 3000円

(窓口募金) 12万7398円

なお、共同募金については村内を含め、埼玉県内で次年度の各種福祉事業に活用され、歳末たすけあい運動については、行政区長会、民生委員さんのご協力を得て、昨年12月に村内の配分対象者83名の方に歳末慰問としてお届けすることができました。

成年年齢引下げに伴う新成人の消費者トラブルにご注意ください。

民法改正により令和4年4月1日から成年年齢が18歳になります。

成人になると、親などの法定代理人の同意がなくても、自分の意思で契約ができた、高校生でもローンを組んだり、クレジットカードが作れるようになります。

未成年者の場合、親などの法定代理人の同意がない契約については取消すことができますが、成人になると民法の「未成年者取消権」に基づき取消しができなくなります。そのため、保護がなくなつたばかりの高校・大学在学中の新成人をねらい打ちにする悪質な業者がいます。新成人をターゲットにした悪質商法によるトラブルに巻き込まれないようご注意ください。

契約や買い物は、しっかりと「考えて」から。

問合せ

■ 契約や買い物で「困ったな」と思ったら
消費者ホットライン188

■ 貸金業に関する問合せ
日本貸金業協会

貸金業相談・紛争解決センター
☎0570・0511・0511

関東財務局 金融監督第5課
☎048・6000・1151

■ 警察に対する相談は #9110